

2019年1月21日

債権者各位

アルゼンチン共和国

債権者集会に係る手続のご案内

アルゼンチン共和国（以下、「**共和国**」といいます。）は、2019年2月22日に、下記の共和国の発行済債券（以下、総称して「**本債券**」といいます。）に関する債権者集会（以下、「**本債権者集会**」といいます。）を開催することとし、その招集公告を2019年1月15日付の日本経済新聞及び官報に掲載いたしました。

記

第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）
第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）
第6回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）
第7回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）

以下、債権者集会に係る手続についてご案内いたします。

1. はじめに

債権者集会における議決権行使方法の主な流れは以下のとおりです。

(Step1) 議決権行使のための書類提出

議決権行使のために必要な書類（債券、議決権行使書、本人確認書類の写し等）を、債券管理会社宛にご郵送ください。

(Step2) 議決権行使

Step1 で事前に提出いただいた議決権行使書により、議決権を行使していただきます（実際に債権者集会にお越しいただく必要はありません）。ただし、特に希望される方は、債権者集会当日に必要な書類を会場までご持参いただいた上で債権者集会にご出席いただくこともできます。（手続については後記**3. 債権者集会に出席される方**をご参照ください。）

2. 事前提出書面

本債権者集会において議決権を行使していただくためには、本債券の本券を、債券管理会社宛てにご提出いただく必要があります。

以下の事前提出書面リストに記載の書面を、2019年2月14日（木）午後3時（必着）までに債券管理会社宛てに郵送にてご提出ください。郵送先は、後記**5. 書面郵送先**のとおりです。

ご提出が上記期限以降となった場合、議決権を行使していただくことが出来ない可能性がございますので、ご注意ください。

事前提出書面リスト
☐ 債券事前提出書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書
☐ お手許の本債券の本券（現物）
☐ 議決権行使書
※ 債権者集会当日に出席されない方のみ
☐ 本人確認書類の写し
※ 写しに「原本の写しに相違ない」旨を記載し、「債券事前提出書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書」に記載されたご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）をご記載いただき、ご捺印ください。どのような書類が本人確認書類として有効かについては、後記 (4) をご参照下さい。

※ 債権者集会当日に会場へお越しいただく場合は、事前に議決権行使書面をご提出いただく必要はありません。集会当日にお持ちいただく書面については、後記**3. 債権者集会に出席される方**をご参照ください。

(1) 債券事前提出書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

債券事前提出書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書は、お手許にある債券を、債権者集会における議決権行使のため、事前に債券管理会社へご提出していただくための書面です。本人確認書類に記載されているとおり正確にご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）をご記入の上、ご捺印ください。ご捺印は実印でなくて結構です。

(2) 本債券の本券（現物）

証券会社にお預けになっておらずお手許にある本債券の本券につい

ては、かならず原本（現物）をご郵送願います。

(3) 議決権行使書

議決権行使書は、債権者の方に債権者集会へご参加いただくことなく、事前に議決権を行使していただくための書面です。議案への賛否をご記入いただき、「債券事前提出書 兼 個人情報取扱に関する同意書」に記載されているとおり正確にご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）をご記入の上ご捺印ください。

※ なお、議決権行使書に限り、(1) (2) (4) の各書類とは別に後から債券管理会社宛てにご郵送頂いても構いません。その場合でも、2019年2月21日（木）午後3時（必着）までに債券管理会社宛てにご郵送ください。郵送先は、後記 **5. 書面郵送先** のとおりです。

(4) 本人確認書類の写し

本人確認書類として有効な書類は、次のとおりです。

＜債権者の方が個人である場合＞

公的機関が発行する、個人の住所・氏名の記載のある書類が必要となります。例えば、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード等がこれに該当します。

＜債権者の方が法人である場合＞

公的機関が発行する、法人の名称及び本店または主たる事務所の所在地の記載個人の住所の記載のある書類が必要となります。例えば、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等がこれに該当します。

＜債権者の方が法人でない社団又は財団である場合＞

定款、寄附行為、代表者又は管理人の資格を証する書類が必要となります。なお、欄外または裏面に「原本の写しに相違ない」旨を記載し、「債券事前提出書 兼 個人情報取扱に関する同意書」と同一のご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）を記入し、捺印をお願い致します。

※ 債券の事前提出手続完了後、債券管理会社より「債券事前提出書 兼 個人情報取扱に関する同意書」に記載されたご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）を宛先として「受理書」を送付いたします。記載内容に誤りがあると「受理書」がお手許に届かないことになりますので、正確に記入ください。また、「受理書」は本債権者集会に当日ご出席される場合に必要となり

ますので、大切に保管して下さい。債権者集会終了後、後記**4. 債券本券のご返却手続について**の通り本債券の本券を郵送いたします。

3. 債権者集会に出席される方

債権者の方は、議決権行使書面をご提出いただく代わりに、債権者集会に参加した上で議決権を行使していただくことも可能です。なお、債権者集会に参加される場合であっても、上記**2. 事前提出書面**のとおり、本債券の本券等の必要書類（ただし、議決権行使書を除く）を債券管理会社までご提出いただく必要がありますので、ご注意下さい。

債権者集会当日書面リスト
☐ 受理書の原本 ☐ 本人確認書類の原本 ☐ 委任状 ※代理人又は法人の担当者が出席される場合のみ ☐ 議決権行使書 ※できるだけご持参ください

※以上の書面をご持参いただかない場合、債権者集会にご参加いただくことはできませんのでご注意ください（議決権行使書を除く。）。

(1) 受理書

上記**2. 事前提出書面**のとおり、本債券の本券等の必要書類ご提出いただいた場合、債券管理会社より、債券の受理書を発行の上、債券事前提出書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書に記載いただいたご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）を宛先として郵送されます。この受理書を、債権者集会当日に会場までご持参ください。

(2) 本人確認書類の原本

本人確認書類の原本を債権者集会当日に会場までご持参ください。本人確認書類として有効な書類は、上記**2. 事前提出書面(4)**をご参照ください。

(3) 委任状

債権者集会には代理人の方又は法人の担当者の方がご出席いただくことも可能です。これらの場合、委任状を債権者集会当日に会場へご持参ください。また、これらの場合、代理人の方又は法人の担当者の方の本人確認書類の原本を債権者集会当日に会場までご持参くださ

い。本人確認書類として有効な書類は、上記 **2. 事前提出書面(4)** をご参照ください。

(4) 議決権行使書

債権者集会当日の議案の採否に際しては、議決権行使書をご提出頂きます。会場にも準備致しますが、できるだけ予めご準備頂き、「債券事前提出書 兼 個人情報の取扱に関する同意書」と同一のご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）を記入し、ご捺印して頂ければ幸いです。

※ 「債券事前提出書 兼 個人情報の取扱に関する同意書」、議決権行使書、代理人ご出席の場合の委任状の書式は、在日アルゼンチン共和国大使館の下記 URL のウェブサイトにおいてダウンロードできます。アルゼンチン共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所にお問い合わせいただくことでも入手できます。

<http://www.ejapo.mrecic.gov.ar/ja>

4. 債券本券のご返却手続について

本債権者集会終了後、債券管理会社より本債券の本券を「債券事前提出書 兼 個人情報取扱に関する同意書」に記載されたご住所・お名前（法人の場合は法人名及び代表者名）を宛先として郵送によりご返送致します。返送された債券本券を受領された時点で受理書は不要となりますので、その時点以降に破棄をお願い致します。

5. 書面郵送先

必要書面の郵送先は下記をご参照ください。

＜第4回債をお持ちの債権者の方＞

〒103-8303 東京都中央区日本橋室町 2-4-3 日本橋室町野村ビル
株式会社新生銀行 法人企画部 法人業務管理室
第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）担当宛

＜第5、6、7回債をお持ちの債権者の方＞

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部
ローン・キャピタルマーケットグループ 証券市場ミドルチーム

※ 必ず郵送でのご提出をお願い致します。

債券の管理会社の各営業部店窓口での受付は致しておりませんので、ご了承ください。

※ 本債権者集会における議決権行使方法その他についてのご質問は、アルゼンチン共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所へご照会ください。

（日本における代理人） 小島国際法律事務所

（お問い合わせ先） アルゼンチンデスク

電話：03-3222-1408（月 - 金、午前 9:30 - 午後 5:30）

E-mail: argentina_desk@kojimalaw.jp